

岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門
津島施設放射線障害予防規程

〔平成16年4月1日〕
〔岡大規程第84号〕

改正 平成18年5月11日規程第56号

平成22年9月29日規程第78号

平成26年3月31日規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設（以下「津島施設」という。）における放射性同位元素の取扱いを規制し、これによる放射線障害を防止し、もって津島施設内外の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 放射線業務従事者 放射性同位元素の取扱い、管理又はこれらに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者で、第10条の許可を受けた者
- 二 学長 岡山大学の長
- 三 センター長 岡山大学自然生命科学研究支援センターの長（以下「センター長」という。）
- 四 部門長 岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門の長
- 五 施設長 岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設
- 六 所属部局 放射線業務従事者の所属する部局
- 七 所属部局長 放射線業務従事者の所属する部局の長
- 八 健康管理主任者 放射線業務従事者及び一時立入者の健康診断その他必要な保健指導を行わせるため学長が命ずる者
- 九 一時立入者 見学等で管理区域に一時的に立ち入る者で、施設長の許可を受けた者

(組織)

第3条 津島施設における放射性同位元素の取扱い及びその安全管理に従事する者に関する組織は、別表第1のとおりとする。

(施設長)

第4条 施設長は、津島施設における放射線障害の防止に努めなければならない。

- 2 施設長は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。

(放射線障害防止委員会)

第5条 施設長は、津島施設における放射線障害の防止に関し、必要な事項を審議するために岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設放射線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織等については、別に定める。

(取扱主任者等)

第6条 津島施設に取扱主任者を置く。

- 2 取扱主任者は、津島施設における放射線障害の発生の防止に関し、次の各号に掲げる事項について指導監督を行うほか、施設長への意見の具申を行う。

- 一 予防規程等の制定及び改廃に関すること。
 - 二 津島施設の改廃に係る計画作成に関すること。
 - 三 法令に基づく申請、届出、報告書等の作成及び審査に関すること。
 - 四 津島施設における立入検査等の立会いに関すること。
 - 五 事故等の原因調査に関すること。
 - 六 施設、設備、使用状況等の調査及び点検に関すること。
 - 七 帳簿、書類等の保管及び監査に関すること。
 - 八 利用者への指示に関すること。
 - 九 その他放射線障害の防止のために必要な事項に関すること。
- 3 施設長が必要があると認めるときは、取扱主任者を補佐させ、取扱主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないとき、その期間中その職務を代行させるため、放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を置くことができる。
 - 4 取扱主任者及び取扱副主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないとき、その期間中その職務を代行させるため、取扱主任者の代理者を置く。
 - 5 取扱主任者、取扱副主任者及び取扱主任者の代理者は、取扱主任者となる資格を有する者のうちから学長が命ずる者とする。
 - 6 学長は、取扱主任者及び取扱副主任者に対して、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間ごとに登録定期講習機関が行う定期講習を受けさせなければならない。
 - 一 取扱主任者又は取扱副主任者であって、取扱主任者又は取扱副主任者に選任された後、定期講習を受けていない者（取扱主任者又は取扱副主任者に選任される前1年以内に定期講習を受けた者を除く。） 取扱主任者又は取扱副主任者に選任された日から1年以内
 - 二 取扱主任者又は取扱副主任者（前号に掲げる者を除く。） 前回の定期講習を受けた日から3年以内（安全管理責任者）
- 第7条 施設長は、放射線管理業務を行うため、安全管理責任者を置く。
- 2 施設長は、津島施設の職員に安全管理責任者を命ずる。
 - 3 施設長は前項のほか、放射性同位元素の安全な取扱いについて十分な知識及び経験を有する者のうちから、委員会の議を経て、安全管理責任者を命ずることができる。
 - 4 安全管理責任者は、取扱主任者の指導監督を受け、放射線業務従事者及び一時立入者に対し、放射線障害の防止のため必要な指導助言を行うとともに、施設長の命を受け、津島施設における放射性同位元素の安全管理に関する実務を行う。
（所属部局長）
- 第8条 所属部局長は、それぞれ所属職員等の放射線障害の防止に努めなければならない。
（登録）
- 第9条 津島施設において取扱等業務に従事しようとする者は、所属部局長に登録の申請をし、登録されなければならない。
- 2 前項の申請をした者は、第25条に定める健康診断を受けなければならない。
 - 3 所属部局長は、前項の健康診断を受け、健康管理主任者が取扱等業務に従事することを可とした者を登録する。
 - 4 登録の有効期間は、登録を行った部局に在職又は在籍期間とする。

- 5 所属部局長は、登録した者の氏名等を施設長及び取扱主任者に通知するものとする。
- 6 所属部局長は、登録した者に異動があった場合は、施設長及び取扱主任者に通知するものとする。

(許可)

第10条 前条の登録を受けた者が、津島施設において取扱等業務に従事しようとする場合は、施設長に許可の申請をし、許可を受けなければならない。

- 2 施設長は、第24条に定める必要な教育及び訓練を受け、かつ、取扱主任者が放射線業務従事者として認定した者について、取扱等業務に従事することを許可する。
- 3 許可の有効期間は、許可した年度内とする。
- 4 施設長は、許可した者の氏名等を所属部局長に通知するものとする。

(津島施設の維持及び管理)

第11条 施設長は、津島施設の適正な維持及び管理を図るため、施設及び設備ごとに、点検担当者を定め、年1回以上定期的に自主点検を行わなければならない。

- 2 前項の自主点検の点検項目及び実施頻度は、別表第2のとおりとする。
- 3 自主点検の点検担当者は、安全管理責任者及びその他施設長が必要と認めた者とする。
- 4 点検担当者は、第1項の自主点検の結果、異常を認めたときは、取扱主任者に連絡するとともに、施設長に報告しなければならない。
- 5 施設長は、前項の報告を受けたときは、その異常に対し、適切な措置を講じなければならない。

(管理区域)

第12条 施設長は、放射線障害の発生するおそれのある場所を管理区域として指定しなければならない。

- 2 管理区域には、放射線業務従事者及び一時立入者以外は立ち入ることができない。

(放射性同位元素の使用)

第13条 放射性同位元素の使用をする者は、取扱主任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、施設長が定める基準に従って、人体の受ける放射線の量をできる限り少なくするとともに、環境への放射性同位元素の放出の防止に努めなければならない。

- 一 作業室及び廃棄作業室以外において放射性同位元素（法令に定める下限数量以下の密封されていない放射性同位元素を含む。）の使用をしないこと。
- 二 経験の少ない者は、経験者とともに作業すること。
- 三 津島施設は、常に整理し、不必要な機器等を持ち込まないこと。
- 四 使用設備、機器等が正常な状態であることを確認すること。
- 五 放射線防護用測定機器は、較正されたものを用いること。
- 六 1センチメートル線量当量率の測定及び汚染の検査を行うこと。
- 七 放射線測定器を着用する等、被ばく管理を適切に行うこと。
- 八 使用記録等の所定の記録を確実に行うこと。

(津島施設の使用申込)

第14条 津島施設を使用する場合は、研究課題又は教育課程毎に、使用開始の7日前までに所定の使用申込書を施設長に提出しなければならない。

- 2 施設長は、前項の使用申込書の提出があったときは、取扱主任者の意見を聞いた上で使用責任者を認定し、使用申込書を受理するものとする。
- 3 施設長は、安全管理上の必要があるときは、使用申込書の修正又は使用停止を命ずることがある。
- 4 津島施設の使用期間は3月以内とし、3月ごとに所定の使用申込書を提出するものと

する。

(使用責任者)

第15条 使用責任者は、本学の職員で、放射性同位元素の安全な取扱いについての知識及び技術に習熟した者でなければならない。

2 使用責任者は、安全管理責任者と協力して、次の業務を行う。

一 放射性同位元素の使用方法及び安全管理技術の向上を図るため、安全管理責任者及び他の使用責任者との情報交換に努める。

二 実験計画に際しては、安全を十分に考慮して、使用する核種、数量及び使用方法並びに廃棄の方法等を定める。

三 放射線業務従事者に、あらかじめ放射性同位元素の使用をしない実験を行わせて、実験操作に習熟させる。

四 放射線業務従事者が、放射性同位元素の使用に十分習熟するまでは、実験に立会い指導する。

五 放射線業務従事者に、適切な廃棄物容器の準備及び分別廃棄を指導する。

六 定期的に、使用場所の整理整頓及び汚染検査を行い、検査結果を安全管理責任者に報告する。

七 実験が終了したときは、使用終了報告書を安全管理責任者に提出する。

(放射線業務従事者の遵守事項)

第16条 放射線業務従事者が、放射性同位元素の取扱等の業務を行う場合は、取扱主任者又は安全管理責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 津島施設の入口において施設使用記録等に必要事項を記入すること。

二 管理区域内では、専用の作業衣及び履物を着用すること。

三 管理区域内では、常に個人の被ばく線量測定器を着用すること。

四 作業室の扉は、みだりに開放しないこと。

五 管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等放射性同位元素を体内に取り込むおそれのある行為をしないこと。

六 放射性同位元素の取扱いは、原則として複数名で行うこと。

七 放射性同位元素の取扱いに際しては、しゃへい物等を用い、人体への被ばくの防止に努めること。

八 放射性同位元素の取扱いに際しては、ポリエチレンろ紙、受皿等を用い、汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

九 放射性同位元素が、ガス状又は粉じんとして飛散するおそれのあるときは、密閉容器、捕集装置等を用いてフード内で実験を行い、作業室内に拡散させないこと。

十 放射性同位元素が口又は切傷等から体内に入らないよう留意し、防護手袋、防護マスク等を使用すること。

十一 実験に使用する器具、装置等には取扱者の氏名、核種等を記入した標識をつけ、整頓しておくこと。

十二 実験中は、サーベイメータ等により適宜汚染の有無を検査すること。

十三 使用済みの放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物は、所定の処理及び区分を行って容器に保管し、記録すること。

十四 汚染器具の除染に使用した洗浄液のうち3回目までの洗浄液は、容器に回収し、前号の規定に従って措置すること。

十五 実験が終了したときは、使用器具及び物品を整理し、作業台、器具等の汚染の有無を検査すること。

十六 津島施設内での放射性同位元素の運搬，移動に際しては，密閉容器等に入れ，汚染が生じないように措置すること。

十七 管理区域内で使用した器具，物品等を外部に持ち出すときは，サーベイメータによる測定又はスミア法等により，汚染のないことを確認し，記録すること。

十八 管理区域から退出するときは，汚染検査用測定器で身体の露出部，作業衣，履物等に汚染のないことを確認した後，専用の履物，作業衣，被ばく線量測定器等を所定の場所に返納すること。

十九 管理区域内専用の作業衣，履物を着用したままで，管理区域の外へ出ないこと。

二十 津島施設の出口で，施設使用記録等に必要事項を記入すること。

(汚染の除去)

第17条 身体に汚染のあることを発見した場合は，繰り返し洗浄し，汚染を除去するとともに使用責任者に連絡しなければならない。汚染の除去ができないときは，取扱主任者又は安全管理責任者に連絡し，その指示に従わなければならない。

2 作業台，床等に汚染のあることを発見した場合は，汚染の拡大を防止する措置を講じた後，使用責任者及び取扱主任者又は安全管理責任者に連絡し，その指示に従わなければならない。

(一時立入者)

第18条 見学等で管理区域に一時的に立ち入る者は，取扱主任者又は安全管理責任者及び放射線業務従事者の指示に従うとともに，津島施設内に掲示されている注意事項を遵守しなければならない。

(保管)

第19条 放射性同位元素の保管については，取扱主任者の指示及び施設長が定める基準に従うとともに，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 所定の貯蔵施設以外では，貯蔵しないこと。

二 貯蔵施設には，その貯蔵能力を超えて貯蔵しないこと。

三 放射性同位元素は，入荷後直ちに貯蔵室に保管し，必要に応じて鉛ブロック等でしゃへいすること。

四 保管にあたっては，内容物がこぼれにくく，かつ，浸透しにくい材料の容器に入れ，更に受皿等の上に置き，容器の表面に核種，数量，年月日，氏名等を記入した標識を付けること。

五 貯蔵室に収納し，又は貯蔵室から持ち出すときは，保管記録簿に必要事項を記入すること。

六 放射性同位元素の使用が終了したときは，所定の貯蔵施設に保管すること。

(運搬)

第20条 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬する場合は，取扱主任者の指示に従うとともに，関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第21条 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する場合は，取扱主任者の指示に従うとともに，次の各号に掲げる事項を遵守するほか，施設長が定める基準に従わなければならない。

一 廃棄は，その物理的，化学的性状等による区分により，適切な廃棄前の処理を行って，保管廃棄，排水設備による廃棄，排気設備による廃棄又は焼却炉による廃棄をすること。

二 保管廃棄は，所定の容器に封入して，容器にその内容を明示し，かつ，汚染の広が

りを防止する処置を行って、廃棄物保管室に継続して保管し、若しくはそのまま廃棄業者にその処理を委託すること。

三 排水設備による廃棄をする場合は、できるだけ長期間貯溜槽に貯溜して減衰を待ち、法定濃度限度以下であることを確認して、排水すること。

四 排気設備による廃棄をする場合は、排気監視設備により法定濃度限度以下であることを確認しながら排気すること。

五 焼却炉による廃棄は、施設長が定める基準に従って行うこと。

六 固体状の廃棄物は、廃棄業者にその処理を委託すること。

2 トリチウム又は炭素 1 4，リン 3 2，リン 3 3，硫黄 3 5，カルシウム 4 5 のいずれかを含む放射性有機廃液及び排水中の放射能濃度を測定した有機廃液は、使用責任者が適切な前処理を行い、廃液中の放射性同位元素濃度が法定濃度限度以下であることを確認した後、安全管理責任者の指導の下に、焼却炉の使用基準に従って焼却し、若しくは廃棄業者にその処理を委託すること。

3 本条の規定に基づく放射性同位元素濃度の測定と記録は、廃棄の都度行うものとする。
(測定)

第 2 2 条 施設長は、測定者を指名し、放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素等による汚染状況の測定を行わなければならない。

2 前項の測定の実施については、安全管理責任者及び使用責任者が 1 月を超えない期間ごと並びに排気設備の排気口及び排水設備の排水口については、排気し、又は排水の都度行うものとする。

3 施設長は、第 1 項の測定の結果を記録し、5 年間保存しなければならない。

第 2 3 条 施設長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従って個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

一 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。

二 測定は胸部（女子にあっては腹部（ただし、合理的な理由があるときはこの限りでない。））について 1 センチメートル線量当量及び 7 0 マイクロメートル線量当量について行うこと。

三 前号のほか頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。

四 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、第 2 号及び第 3 号のほか当該部位について 7 0 マイクロメートル線量当量について行うこと。

五 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。

六 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの実効線量が 1 0 0 マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。

七 次の項目について測定の結果を記録すること。

イ 測定対象者の氏名

ロ 測定をした者の氏名

- ハ 放射線測定器の種類及び型式
 - ニ 測定方法
 - ホ 測定部位及び測定結果
- 八 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
- 九 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
- イ 算定年月日
 - ロ 対象者の氏名
 - ハ 算定した者の氏名
 - ニ 算定対象期間
 - ホ 実効線量
 - ヘ 等価線量及び組織名
- 十 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。
- 十一 第9号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、次号に定める期間の累積実効線量（第9号により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を集計し、次の項目について記録すること。
- イ 集計年月日
 - ロ 対象者の氏名
 - ハ 集計した者の氏名
 - ニ 集計対象期間
 - ホ 累積実効線量
- 十二 前号の集計は、平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間のうち、4月1日を始期とする1年間の実効線量が20ミリシーベルトを超えることとなった1年間を含む期間について、当該1年間以降、毎年度行い記録すること。
- 2 施設長は、前項第7号から第12号までの測定の結果を記録し、取扱主任者の検認を受けた上、所属部局長に報告しなければならない。
- 3 所属部局長は、前項の記録の写しを本人に記録の都度交付するとともに、永久に保存しなければならない。
- (教育訓練)
- 第24条 施設長は、取扱等業務に従事する者に対して、次の表に掲げる項目及び時間数についての教育及び訓練を実施しなければならない。

項 目	時間数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全取扱い	4時間以上
放射線障害防止に関する法令	1時間以上
放射線障害予防規程等	30分以上

- 2 取扱等業務に従事する者は、前項に定める教育及び訓練を、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務を開始する前、及び管理区域に立ち入った後又は取扱等業務を開始した後には、1年を超えない期間ごとに受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の表に掲げる項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると施設長が認めた者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。
- 4 施設長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として許可する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。
- 5 教育及び訓練の実施については、委員会が企画する。

(健康診断)

第25条 所属部局長は、放射線業務従事者等に対し、次に定める健康診断を実施し、その結果を記録しなければならない。

- 2 健康診断は、問診及び検査又は検診とし、次の部位及び項目について行う。
 - 一 被ばく歴の評価
 - 二 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - 三 皮膚
 - 四 眼
- 3 健康診断の実施時期は、次のとおりとする。
 - 一 放射線業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
 - 二 管理区域に立ち入った後には、その業務に従事した後6月(前項第3号及び第4号に掲げる項目に限り3月)を超えない期間ごと。
 - 三 前号の規定にかかわらず、次の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。
 - イ 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
 - ロ 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
 - ハ 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
 - ニ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。
- 4 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断の場合を除き、医師が必要と認めるときは、第2項第2号から第4号までに掲げる検査項目の全部又は一部を実施する。ただし、放射線業務従事者から実施の申請がある場合には、第2項第2号から第4号までに掲げる検査項目の全部又は一部を実施する。
- 5 所属部局長は、次の各号に従って健康診断の結果を記録しなければならない。
 - 一 実施年月日
 - 二 対象者の氏名
 - 三 健康診断を実施した医師名
 - 四 健康診断の結果
 - 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 6 所属部局長は、健康診断の結果を健康診断の都度、その記録の写しを本人に交付するとともに永久に保存しなければならない。
- 7 所属部局長は、第3項第3号の規定による健康診断の結果を、直ちに取扱主任者に通

知しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第26条 取扱主任者又は健康管理主任者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を発見したときは、直ちに施設長に通知するものとする。

2 施設長は、前項の通知を受けたときは、取扱主任者又は健康管理主任者の指示に基づき、取扱時間の短縮、取扱いの制限等について必要な措置を講じるよう所属部局長に勧告しなければならない。

3 所属部局長は、前項の勧告に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(記帳)

第27条 施設長は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、自主点検並びに教育及び訓練に係る帳簿を備え、次の各号に掲げる事項を記載し、取扱主任者の検認を受けなければならない。

一 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量

二 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

三 使用（詰替えを除く。以下この項において同じ。）に係る放射性同位元素の種類及び数量

四 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所

五 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

六 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量

七 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

八 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

九 津島施設の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

十 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量

十一 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所

十二 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

十三 津島施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名

十四 津島施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

2 帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(盗難等の予防措置)

第28条 施設長は、放射性同位元素等の盗難及び所在不明等の防止のために、津島施設における管理体制の整備、充実を図り、必要に応じて次の各号に掲げる予防措置を講じなければならない。

一 照明装置の設置又は活用

二 警報装置の設置又は活用

三 退庁時の保管状況の確認

四 勤務時間外における使用の規制及び巡視の強化

五 その他盗難予防上必要な措置

- 2 盗難及び所在不明等の事態を発見した者は、直ちに取扱主任者及び関係者に通報しなければならない。
- 3 前項の通報を受けた者は、直ちに状況の把握に努めるとともに施設長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
- 4 施設長及び取扱主任者は、関係者と協議の上、応急の措置を講じなければならない。
- 5 施設長は、盗難及び所在不明等の事態が生じたときは、直ちに部門長、センター長並びに学長に報告しなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第29条 地震、火災等の災害が起こった場合には、放射線業務従事者等は、施設長が別に定める災害時の連絡通報体制に従い、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

- 2 点検担当者は、第11条に定める自主点検を臨時に行い、その結果を取扱主任者、取扱副主任者又は関係者に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた者は、直ちに施設長に報告しなければならない。
- 4 施設長は、第2項に定める点検の結果を直ちに部門長、センター長並びに学長に報告し、学長を経由し遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第30条 前条に定めるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、直ちに避難警告等応急の措置を講じ、災害の拡大の防止に努めるとともに取扱主任者、取扱副主任者又は関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた者は、直ちに災害の防止に努めるとともに施設長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
- 3 施設長及び取扱主任者は、関係者と協議の上、応急の措置を講じなければならない。
- 4 施設長は、第1項に定める事態が生じたときは、直ちに部門長、センター長並びに学長に報告し、学長を経由し遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(報告)

第31条 施設長は、次の各号に掲げる場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、部門長、センター長並びに学長を経由し原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生したとき。
- 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、排気口の濃度が濃度限度を超えたとき又は津島施設の境界の外における線量が線量限度を超えたとき。
- 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、排水口の濃度が濃度限度を超えたとき又は津島施設の境界の外における線量が線量限度を超えたとき。
- 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超える

おそれがないとき。

六 津島施設内の人が常時立ち入る場所の線量並びに津島施設の境界及び津島施設内の人が居住する区域における線量が線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

七 放射性同位元素等の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

八 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(定期報告)

第32条 施設長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第39条第3項の規定に基づく報告書を毎年6月30日までに、部門長、センター長並びに学長を経由し原子力規制委員会に提出しなければならない。

(法等に違反した者の措置)

第33条 取扱主任者は、放射線業務従事者が、法その他の関係法令又はこの規程に著しく違反したときは、施設長に報告するものとする。

2 施設長は、前項の報告を受けたときは、委員会に諮り、第10条に定める許可を取り消すことができる。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、放射線障害の防止に関し、必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月11日から施行する。

附 則

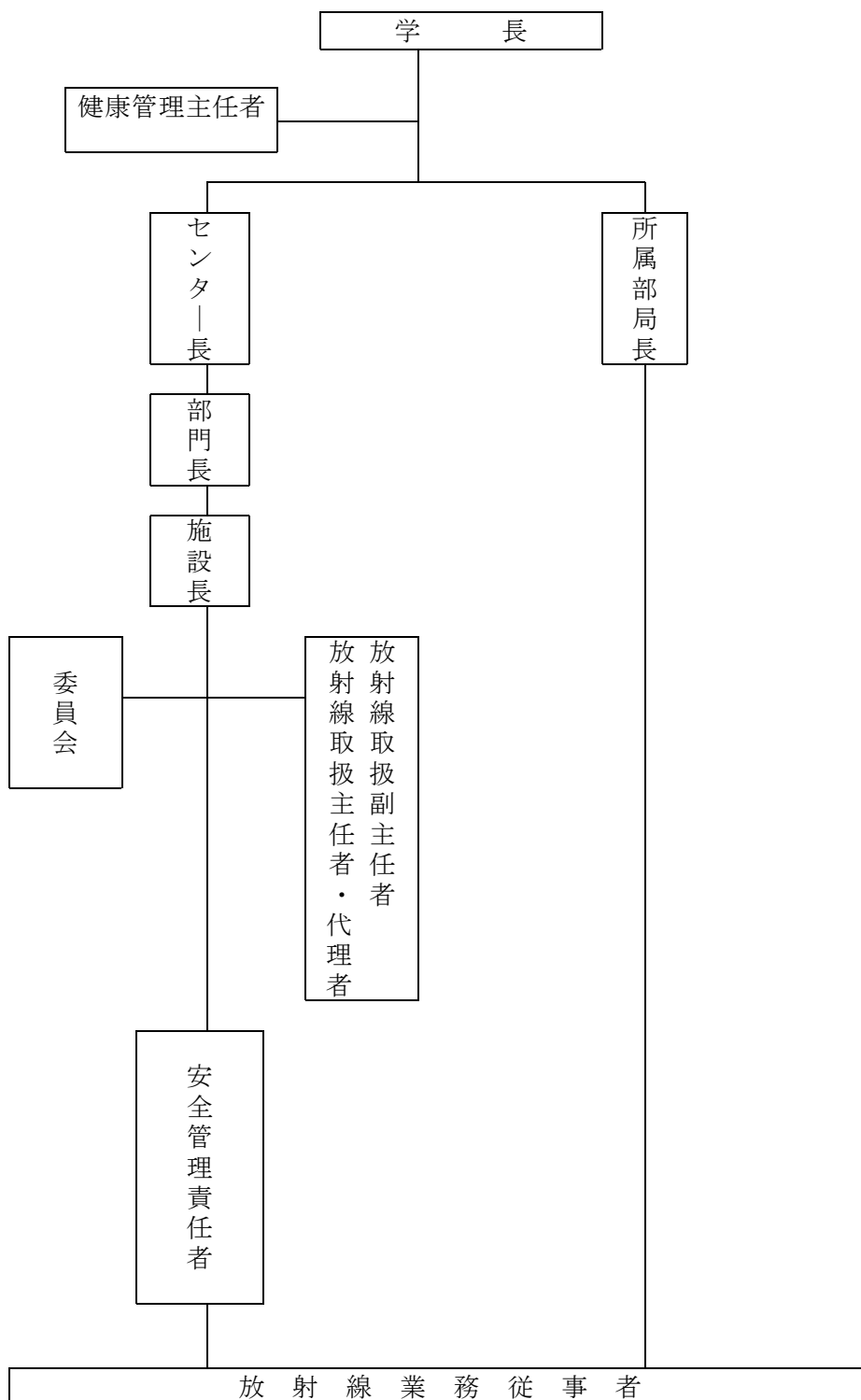
この規程は、平成22年9月29日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

津島施設における放射性同位元素の取扱い及び
その安全管理に従事する者に関する組織



別表第2（第11条関係）

区分	点検項目	頻度
施設の位置等	地崩れのおそれ 浸水のおそれ 周囲の状況	6月に1回
主要構造部等	構造及び材料	同 上
管理区域	区画及び閉鎖設備 床・壁等の構造、表面仕上げの状況 標識	3月に1回
作業室	床・壁等の構造、表面仕上げの状況 フード等 室内の空気の流れ 標識	6月に1回
汚染検査室	設置位置等 床・壁等の構造、表面仕上げの状況 洗浄設備 更衣設備 除染器材 放射線測定器 標識	同 上
貯蔵室	設置位置等 構造及び材料 しゃへい物の状況 放射性同位元素保管量 閉鎖設備 標識	同 上
貯蔵容器	構造及び材料 貯蔵の状況 標識	同 上
排気設備	設置位置等 排気浄化装置 排風機 排気ダクト、排気口 汚染空気の拡散防止装置 標識	同 上
排水設備	設置位置等 貯留槽等の構造、漏れの有無 配管、バルブ、ポンプ等の状況 水位計等監視装置 標識	同 上
保管廃棄設備	設置位置等 床・壁等の構造 閉鎖設備 保管廃棄容器 保管の状況 標識	同 上
焼却設備	構造及び材料 炉の状況 安全装置 標識	同 上